

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第13回）議事要旨
（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成19年9月20日（月）14：00～15：45

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）坂本雅子，永尾広久，南部義広，簗田孝行（委員長）

（庶務）渡邊総務課長，三井総務課課長補佐

（説明者）平田事務局長

4 欠席者

（委員）西村重雄

5 議題

(1) 平成20年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

(2) その他（報告事項）

6 審議資料

39 裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）（添付省略）

40 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）（案 - 検察庁
に対するもの）

41 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）（案 - 弁護士
会に対するもの）

7 協議

庶務から，配布資料に関する説明を行った上で，以下のとおり協議が行われた。

(1) 平成20年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

庶務から，本年度の再任（判事任命）候補者に関する情報収集については，

昨年度と同様の方法を執り，周知依頼文書についても，審議資料40及び41のとおり，昨年と同様の書式の文書を地域委員会からそれぞれ発出する旨提案し，了承された。

なお，委員から次のとおり質問と意見があった。

- ・ 「情報の提出期限は10月31日までということだが，過去の周知依頼ではどれくらいの情報が提出されているのか。」との質問があった。

昨年は9通の情報が寄せられており，今年も，なるべく多くの情報が寄せられることを期待したいということになった。

- ・ 審議資料40及び41に明記されている「この依頼文書に記載された裁判官指名候補者名簿の氏名等は個人のプライバシーに関する情報といえますので，情報管理に十分御留意いただくよう御配慮をお願いいたします。」という文言について，生年月日は個人情報といえるかもしれないが，氏名や所属裁判所等についてはそこまで考える必要があるのか疑問であり，例えば，名簿から生年月日の記載を削除する等の工夫をすれば，このような文言の記載は不要ではないかとの意見があった。

これに対し，そもそも，再任希望者として名簿に記載されていること自体がプライバシーに関する情報ではないかとの意見も出され，最終的に各審議資料で提案した内容のままで，周知依頼を行うこととされた。

- ・ 「来年上半期の再任（判事任命）候補者は，30期とか40期とか下一桁が0で終わる期の方の順番になるのかと思っていたが，当地域委員会関係分の再任（判事任命）希望者名簿の中には下一桁の期が0でない期の方がおられるのはどうしてか。」との質問があった。

これに対し，委員長及び説明者から，「裁判官は，通常，判事補任官の3年後に簡裁判事に任命されるため，判事補としての任期と簡裁判事の任期が併存することになるが，判事補，簡裁判事のいずれを本官として任命されたかによってその後の再任期が異なることになる。本官が任期終了す

る場合、兼官も任期終了となるが、兼官が任期終了しても本官の任期には影響しないからである。すなわち、当該候補者は、簡裁判事兼判事補として任命され、判事補任命10年後、兼官たる判事補につき任期が終了し、判事に任命されたが、本官たる簡裁判事としての任期は終了せず、その3年後に、本官たる簡裁判事としての任期が終了すると同時に兼官たる判事の任期も終了し、あらためて判事に任命された。その後は、この日から10年毎に簡裁判事、判事とも再任期が到来することとなり、判事補任命10年後の時点で、判事補が本官であった採用同期の他の多くの裁判官と再任期がずれてしまったものである。」との説明がされた。

- ・ 審議資料41によれば、弁護士会に情報の受付の周知についての依頼をする場合に、「弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめるのは相当ではな」い旨、また、「特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない。」旨を明記して、依頼文書を発することとされているが、これに関して、弁護士会からの立場として、一言意見を言わせていただきたい。

弁護士会における情報の取りまとめについては、少なくとも当地域委員会管轄区域内の各県弁護士会では情報の取りまとめは行っておらず、各弁護士から個別に提出していただいているものと認識している。したがって、このような内容の記載は福岡地域委員会から発出する文書においては、不要ではないかと思われる。なお、情報を提供した弁護士に対しては、個別に地域委員会に情報書面を提出した後に、弁護士会に対しても、その写しの提出を希望していることは伝えている。

この情報提供の手続がシステムとして機能するためには、指名候補者にとってプラスになる情報についても収集することが必要だと思われる。プラス面、マイナス面ともに情報提供していただくことによって、より多くの情報を提供していただけるのではないかと考えている。

段階評価式アンケートについては、福岡県弁護士会では、ここ数年実施

しており、その結果を福岡県弁護士会の月報に裁判官名を「A・B・C・D」等と表記してお知らせしているところである。また、実名入りのものも別途作成し、御本人の希望があれば交付している。

この評価アンケートは、再任（判事任命）対象ではない裁判官についても実施しており、裁判所における人事評価のための資料としていただけるように裁判所に提出させていただいているものである。アンケート内容については、プラス評価もマイナス評価もいずれも行っているものであり、アンケートの対象者についても、当弁護士会所属の3分の1強くらいの弁護士が回答しており、相対的な評価として信憑性がある資料と考えている。

そして、この結果については、再任審査資料としては提出していない。

以上、現状として報告したい。

（２） その他（報告事項）

ア 平成19年度判事補任命候補者について

庶務から、

新任判事補に関する情報収集については、昨年までは、判事補任命候補者についての審議・答申が10月上旬に行われ、候補者名簿や略歴等についても判事再任（判事任命）候補者名簿等の送付時に同時に送付されていたところ、本年度から、新任判事補の任命については、司法修習の方式が従来の方式（現行60期）と新しい方式（新60期）に分けて、任命手続が進められることとなっていること

現行司法修習第60期の判事補任命候補者については、9月7日に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会において、すでに審議・答申が行われ、本日、任命発令がなされる予定であり、現行60期の判事任命候補者に関する情報の受付については、本日の委員会で審議する必要はないこと

新司法修習60期の判事任命候補者については、現在、任命希望者の受

付期間内であり、名簿がまだ確定しておらず、下級裁判所裁判官指名諮問委員会の庶務に確認したところ、任命希望の受付期間が10月中旬ころまでとされ、下級裁判所裁判官指名諮問委員会での審議は12月21日の予定となっており、名簿の送付は10月下旬以降の予定とのことであるから、新60期の判事任命候補者に関する情報の受付については、次回の地域委員会において、審議することとなると思われることが報告された。

イ 平成19年度上半期再任（判事任命）候補者についての答申結果についての報告

庶務から、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第25回）議事要旨によれば、平成19年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者の答申結果は、指名候補者193人のうち、189人については判事に任命されるべき者として指名することが適当であるとされ、うち4人については判事に任命されるべき者として指名することは適当でないと最高裁に答申されたことが報告された。

8 次回期日

既に指定済みの次回期日、11月12日（月）午後1時30分を確認した。